

現場説明書(令和6年10月1日以降適用)

工事名: R7吉土 石井引田線(六条大橋) 上板・下六條 橋梁補修工事(1)(担い手確保型)(着手日指定型)

工 程

1 他工事等との調整 (対象 有)

- 1 同一橋梁において、別途「橋梁歩道工事」を発注予定である。本工事は、橋梁歩道工事と吊足場の共有を予定していることから、関連工事と綿密に施工計画の調整を行い、施工しなければならない。
- 2 同一橋梁において、塗装塗替工事を施工している。このため、本工事は関連工事と綿密に施工計画の調整を行い、施工しなければならない。

2 施工の制限(対象 無)

3 作業時間帯(対象 有)

本工事の作業時間帯は、下記に示すとおりとする。なお、関係機関等との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

工種	種別	時間帯	期間
地覆撤去・補修工, 防護柵取替工, 照明灯撤去・設置工, 足場工		21時～6時	

なお、本工事の施工にあたり、関係機関・自治体等から時間的制約条件を付された場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

4 工事履行報告書(対象 有)

監督員が工程を把握し必要に応じて工事促進の指示を行う必要があるため、設計図書に基づき工事履行報告書を作成するものとする。

5 その他(対象 無)

用 地 関 係

1 ブロック製作ヤード(対象 無)

2 仮置ブロック(対象 無)

支 障 物 件

受注者は、工事着手前に必ず工事施工箇所の支障物件について確認し、監督員に「支障物件確認書(現場着手時)」を提出し、監督員の確認を受けた後、工事に着手すること。

1 支障物件の事前調査(対象 無)

2 支障物件の撤去(対象 無)

3 立木の置き場所(対象 無)

4 その他(対象 無)

公 害 対 策

1 事業損失防止対策(対象 無)

2 濁水処理(対象 無)

3 低騒音型・低振動型建設機械(対象 無)

4 六価クロム溶出試験(対象 無)

現場説明書(令和6年10月1日以降適用)

工事名: R7吉土 石井引田線(六条大橋) 上板・下六條 橋梁補修工事(1)(担い手確保型)(着手日指定型)

安全対策

1 交通安全施設等(対象 有)

交通安全施設等について、関係者との協議により、通常想定される施設等と大幅に異なる場合には監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

2 交通誘導警備員(対象 有)

本工事の交通誘導警備員は次のとおり見込んでいる。なお、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。

必要日数	130日
交通誘導警備員A	130人(交替要員無し)
交通誘導警備員B	390人(交替要員無し)

3 足場通路等からの墜落防止措置(対象 有)

高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

4 建設用防護管(対象 無)

建設副産物

1 建設発生土の利用(対象 無)

2 建設発生土の搬出(対象 無)

3 再生利用のための建設副産物の搬出(対象 有)

1 受注者は、本工事の施工により発生する次の建設副産物について、再資源化を行うため産業廃棄物中間処理許可施設(再資源化施設)へ搬出すること。また、搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。

2 受注者は、建設副産物の搬出前に受入場所・条件等について、監督員と協議するものとする。

3 自己処理を希望する場合は、監督員と協議するものとする。

4 受入先との協議の結果、再資源化が困難である場合は、監督員と協議するものとする。

	コンクリート塊	アスファルト塊	木材	汚泥	その他
対象物	○				

4 最終処分のための建設副産物の搬出(対象 有)

1 受注者は、本工事の施工により発生する次の建設副産物について、最終処分を行うため産業廃棄物処分施設へ搬出すること。また、搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。

2 受注者は、建設副産物の搬出前に受入場所・条件等について、監督員と協議するものとする。

	汚泥	建設発生材	その他
対象物			塗膜(高欄)

5 建設汚泥の自工事現場内における再生利用(対象 無)

6 建設汚泥の中間処理方法等(対象 無)

7 建設汚泥処理土の利用(対象 無)

現場説明書(令和6年10月1日以降適用)

工事名: R7吉土 石井引田線(六条大橋) 上板・下六條 橋梁補修工事(1)(担い手確保型)(着手日指定型)

- 8 建設汚泥処理土の搬出(対象 無)
- 9 剥ぎ取り表土の利用(対象 無)
- 10 一般廃棄物の搬出(対象 無)
- 11 根株等の利用(対象 無)
- 12 根株処理工の出来高の算出(対象 無)

工事用道路

- 1 工事用道路等の補修(対象 無)

仮設備

- 1 床掘(対象 無)
- 2 鋼矢板等の打込引抜工法(対象 無)
- 3 仮設防護柵工(対象 有)

仮設防護柵を下記により実施すること。

延長 L=226m

主たる形状 H=1.1m(路面より)

また、仮設防護柵の賃料は、190日間を見込んでいます。

なお、着手前に監督員と施工方法を協議した上で実施するものとし、形状等が変更となる場合は、監督員と協議するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

- 4 仮締切り(土留)(対象 無)
- 5 鋼矢板二重締切(対象 無)
- 6 水替施設(対象 無)
- 7 異常出水の処置(対象 無)

その他

- 1 図面の電子納品(対象 有)

本工事で提供する発注図面は、CADデータ(SFC形式)であるため図面を電子納品の対象とする。なお、発注図面については次のとおりである。

CAD製図基準に準拠していない。

- 2 標準断面図板設置の省略(対象 無)
- 3 しゅん工標設置の省略(対象 無)
- 4 施工計画書(対象 有)

受注者は、徳島県土木工事共通仕様書1-1-1-5の規定に基づき、施工計画書を監督員に提出しなければならない。

現場説明書(令和6年10月1日以降適用)

工事名: R7吉土 石井引田線(六条大橋) 上板・下六條 橋梁補修工事(1)(担い手確保型)(着手日指定型)

※受注者は、当該項目の対象の有無に関わらず、当初請負対象金額が5,000万円以上の工事及び低入札価格調査制度の低入札価格調査基準価格を下まわって落札した工事(低入札工事)においては、施工計画書を監督員に提出しなければならない。

5 同一の場所において施工する工事同士の現場代理人の兼務(対象 無)

※現場代理人の兼務については、同一の場所において施工する工事同士の兼務のほか、仕様書に記載された要件を全て満たす場合についても兼務を認めている。

6 三者会議※(対象 有)

本工事は、三者会議対象工事とする。

三者会議の開催は、工事着手前に実施し、施工条件の変更等の問題が生じた場合には必要に応じ、監督員と協議を行って、複数回開催することができる。

※「三者会議」とは、発注者と受注者と設計者の三者が一堂に会することにより、設計者の意図や施工上の留意点を受注者に的確に伝え、設計図書と現場との整合性を確認協議することにより、工事施行の円滑化と品質の確保を図ることを目的とし実施する。

なお、基礎杭や大規模仮設等専門性の高い工種を伴う工事では、施工者に専門工事業者(下請)の主任技術者を加え会議を実施する。

また、地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場における工事や地質技術者が参画することで当該工事の品質確保が図られると認められる工事では、地質技術者を参加させ会議を実施する。

7 コンクリートの単位水量の測定(対象 無)

8 セメント・モルタル吹付(対象 無)

9 水抜孔(対象 無)

10 種子吹付(対象 無)

11 植栽樹木の植え替え義務(対象 無)

12 使用材料の品質、規格、性能等(対象 無)

13 LED道路・トンネル照明灯の品質、規格、性能等(対象 有)

原則、本工事に使用するLED道路照明灯については、次表の条件を満足するものとし、施工前に設計条件に関する資料等を提出して、使用するLED道路照明灯の構造について監督員の承諾を得なければならない。

名称	規格・寸法等
----	--------

現場説明書(令和6年10月1日以降適用)

工事名: R7吉土 石井引田線(六条大橋) 上板・下六條 橋梁補修工事(1)(担い手確保型)(着手日指定型)

LED道路照明灯・LEDトンネル照明灯	LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)(H27.3)に示す、照明灯具技術仕様との適合が確認され、下記条件による性能指標・推奨値を満たすこと。 <設置条件>道路形状・設置位置は設計図書に示すとおり。 <性能指標・推奨値>平均路面輝度1.0cd/m²以上(タイプa準拠) ただし、以下の理由に該当する場合は、当該資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 ①当該資材は、需要に見合う供給能力がない。 ※県内に主たる営業所を有する建設資材を取り扱う商社2社以上から「当該資材を調達できない。」旨の証明書を提出すること。 ②当該資材の価格と設計単価の価格差が大きい。 ※県内に主たる営業所を有する建設資材を取り扱う商社2社以上の見積書を提出すること。 ③競争性が確保できない ※県内に主たる営業所を有する建設資材を取り扱う商社2社以上から「当該資材が1社しか県内産資材として加工製造していない。」旨の証明書を提出すること。
---------------------	--

14 使用材料の品質規格等(製品名表示)(対象 無)

15 県産木材の使用(県産木製型枠以外)(対象 無)

16 新技術の活用について(対象 無)

17 アスファルト舗装工事(施工途中の交通開放)(対象 無)

18 橋梁修繕工事(伸縮装置取替)(対象 無)

19 各種様式

各種様式については、下記徳島県ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009091500237>